

00702

# 鳥取縣公報

## 訓令

◇鳥取縣訓令第十五號

地方事務所長  
國民學校長  
青年學校長

國民學校及び市町村立青年學校教職員臨時特別手当支給規程次のやうに定める

昭和二十一年五月二十八日

鳥取縣知事 林 敬 三

國民學校及び市町村立青年學校教職員  
臨時特別手当支給規程

第一條 國民學校及び市町村立青年學校教職員に對する臨時特別手当は官吏の待遇を受ける者及び囑託員（准訓導及助教を含む）但し毎月一定の給料を受け且つ常時勤務に

昭和二十一年五月廿八日  
第一千七百十五號

火曜日

本書ノモサハ國定規格5A判

服する者に限る）に對し本令によりこれを支給する。但し次に掲ぐる者を除く。

- 一 俸給又は給料の支給を受けない者
- 二 休職（之に準げる者を含む）中の者
- 三 外地（樺太を含む以下同じ）又は外國に在る者
- 四 臨時の囑託員、但し採用又は囑託の日より六ヶ月を超えたる者を除く

第二條 臨時特別手当の支給額は俸給又は給料（恩給法に謂ふ本俸に準ずるものを含む以下同じ）昭和十六年勅令第五百二十號による臨時手当、臨時家族手当、勤続手当及臨時物價手当の合計月額（十圓未満はこれを切捨てる）に對し次の割合を乗じて得た金額とする

(甲) 東京都の區の存する區域、京都市、大阪市、横濱市、神戸市、名古屋及びこれに準ずる地域所在學校在勤者

(乙) 其の他の市及び之に準ずる地域所在學校在勤者

(丙) 其の他の地域所在學校在勤者

右の合計月額二百圓迄は十割 (甲)の八割 (甲)の二百圓以上八百九十圓迄は十割を増す毎に一分を減じたもの九百圓以上は三割

前項の規定によるこれに準ずる地域所在學校は文部大臣、大藏大臣と協議してこれを定める

第三條 外地又は外國に在る者(應召者を含む)に在つては内地に臨時家族手當支給規定第二條に規定する扶養家族を殘置する者に限り第一條の規定に拘らず俸給又は給料、臨時家族手當及臨時物價手當の合計月額(十圓未満は之を切捨つ)に對し前條の割合の二分の一を乗じて得た金額を支給することを得 但し本條に規定する前條の割合は扶養家族の居住地を學校所在地と看做し計算する

第四條 前二條の金額にして圓位未満の端數あるときはこれを圓位に満たしめる

第五條 臨時特別手當の支給を受ける者退官、退職となつたとき、死亡したとき又は第一條の但書第一號又は第二號に該當するに至つたときであつても其の月分の全額を支給する

第六條 臨時特別手當の支給を受ける者轉任職により其

の支給應を異にするに至つた場合其の月分の臨時特別手當は前支給應に於て支給す 但し他府縣の場合は協議の上之に準じて決定する

第七條 他の職員を兼務する者又は二以上の職員の身分を併用する者の臨時特別手當は本務の學校又は主である勤務の學校に限つて之を支給する

第八條 本令に掲げるものの外臨時特別手當の支給については俸給又は給料支給の例に依る

附 則  
本令は昭和二十一年三月一日より之を適用する 但し第二條中之に準ずる地域所在學校に關する規定は昭和二十一年四月一日以後の給與に付之を適用する

鳥取縣訓令甲第十六號

地方事務所長  
國民學校長  
青年學校長

昭和十八年七月二十日鳥取縣訓令甲第十四號國民學校及市町村立青年學校職員臨時手當支給規定を次のやうに改正す

00704

00703

る

昭和二十一年五月二十八日  
鳥取縣知事 林 敬 三

第一條但書第三號及び第十條中「俸給、給料又ハ手當」を「俸給又ハ給料」に改める

第五條、第六條及び第七條中「俸給又ハ手當」を「俸給又ハ給料」に改める

第六條但書第三號中「但シ臨時家族手當、臨時勤勉手當及實費辨償ノ性質ヲ有スル給與ヲ除ク」を「但シ臨時家族手當、臨時物價手當、勤続手當及臨時手當給與令ニ依ル臨時特別手當ヲ除ク」に改める

附 則  
昭和二十一年三月一日よりこれを適用す

鳥取縣訓令甲第十七號

地方事務所長  
國民學校長  
青年學校長

昭和十八年七月二十日鳥取縣訓令甲第十三號國民學校及市

町村立青年學校職員臨時家族手當支給規定を次のやうに改正す  
昭和二十一年五月二十八日、  
鳥取縣知事 林 敬 三

第一條但書第一號、第六條及び第十條中「俸給、給料又ハ手當」を「俸給又は給料」に改める

第一條但書第二號を「休職(之ニ準ズル者ヲ含ム)中ノ者」に改める

第一條但書に左の一項を加へる

四 外地(樺太ヲ含ム以下同ジ)又ハ外國ニ在ル者

第三條に左の一項を加へる

外地又ハ外國ニ在ル者ニアリテハ内地ニ扶養家族ヲ殘置スル者ニ限り第一條ノ規定ニ拘ラズ月額二十圓ニ扶養家族ノ員數ヲ乗ジタル金額ヲ支給ス

附 則

昭和二十一年三月一日よりこれを適用する

鳥取縣訓令甲第十八號

地方事務所長

國民學校校長  
青年學校校長

昭和二十年三月二十三日鳥取縣訓令甲第十二號國民學校及公立青年學校職員勤続手当支給規定を次のやうに改正する

昭和二十一年五月二十八日

鳥取縣知事 林 敬

三

第一條但書を次のやうに改める

一 俸給（恩給法ニ謂フ本俸及之ニ準スベキモノトス以下之ニ同ジ）又ハ給料月額百五十圓ヲ超ユル者

二 當時勤務ニ服スルヲ木旨トセザル者又ハ俸給若ハ給料ノ支給ヲ受ケザル者

三 休職（之ニ準ズル者ヲ含ム）中ノ者

四 外地（樺太ヲ含ム以下同ジ）又ハ外國ニ在ル者

第五條を次のやうに改める

勤続手当ノ支給ヲ受クベキ要件ヲ具備スルニ至リタル場合又ハ勤続手当ノ支給ヲ受クル額ニ異動ヲ來タスベキ事由ヲ生ジタル場合ハ其ノ翌月ヨリ支給ヲ開始シ又ハ支給額ヲ改訂ス

第六條を次のやうに改める

従前勤続手当ノ支給ヲ受ケタル者第一條但書第一號ニ該当スルニ至リタルトキハ同規定ニ拘ラズ其ノ直前ニ於テ支給ヲ受ケタル額ニ依ル勤続手当ヲ引續キ支給スルコトヲ得

第七條中「及第二號」を削除し、「第三號乃至第五號」を「第二號又ハ第三號」に改める

第十條中「俸給、給料又ハ手当」を「俸給又ハ給料」に改める

附 則

昭和二十一年三月一日よりこれを適用する

昭和二十一年二月以前において勤続手当の支給を受くべき要件を具備するに至りたる者又は勤続手当の支給額に異動を來すべき事由を生じた者については同年三月分より支給を開始し又は支給額を改訂する

鳥取縣訓令甲第九號

地方事務所長

00704-2

國民學校校長  
青年學校校長

昭和二十一年二月二十二日鳥取縣訓令甲第五號國民學校及び市町村立青年學校職員臨時物價手当支給規程を次のやうに改正する

昭和二十一年五月二十八日

鳥取縣知事 林 敬

三

第一條但書第一號中「毎月一定ノ手当」を「毎月一定ノ給料」に「俸給、給料若ハ手当」を「俸給又ハ給料」に改める

第二條、第三條、第四條、第五條、第七條、第十條中「俸給給料又ハ手当」を「俸給又ハ給料」に改める

第一條但書第二號を次のやうに改める

二 休職（之ニ準ズル者ヲ含ム）中ノ者

第一條但書に次の一項を加へる

四 外地（樺太ヲ含ム以下同ジ）又ハ外國ニ在ル者

第二條中次の一項を加へる

外地又ハ外國ニ在ル者ニ在リテハ内地ニ臨時家族手当支給規程第二條ニ規定スル扶養家族ヲ殘置スル者ニ限リ第一條但書第四號ノ規定ニ拘ラズ月額五十圓以下ノ臨時物價手当ヲ支給スルコトヲ得

給規程第二條ニ規定スル扶養家族ヲ殘置スル者ニ限リ第一條但書第四號ノ規定ニ拘ラズ月額五十圓以下ノ臨時物價手当ヲ支給スルコトヲ得

第四條及び第五條を削除し第六條以下を順次繰上げる

附 則

昭和二十一年三月一日よりこれを適用する

告 示

鳥取縣告示第二百四十五號

第二次纖維製品の統制額大藏大臣より左の通り認可された

昭和二十一年五月二十八日

鳥取縣知事 林 敬

三

物價統制令第五條第一項の規定により第二次纖維製品の統制額を左の通り認可した

昭和二十一年五月二十八日

大藏大臣 子爵 澁 澤 敬 三

一 認可を申請した者

鳥取縣纖維製品統制株式会社

二 認可した價格等の額 別記

三 統制額實施の日 昭和二十一年五月二十八日

前項第二號の額は物價統制令第五條第三項の規定により前項第一號の鳥取縣纖維製品統制株式會社の構成員以外の者が其の地域内において第二次纖維製品の販賣をなす場合の統制額とする

品名	サ	イ	メ	數	量	豫定地域 枚數賣價格	豫定小賣 枚數賣價格	チーブルセツト 220組 600枚	4105	5000
布	60吋	×	80吋	848枚	1250	1500	1500	1165	1165	1410
布	70	×	90	432	1783	1300	1300	4165	4165	5000
布	60	×	80	358	1499	1800	1800	167	167	200
布	70	×	90	816	2232	2800	2800	2983	2983	800
布	80	×	100	288	2749	3300	3300	10080	167	2500
布	70	×	90	360	2499	3000	3000	350	375	450
布	200種	×	160種	240	3165	3800	3800	17781	459	500
布	40	×	80	312	1416	1700	1700	367	500	500
布	70	×	50	172	1916	2300	2300	1200	1200	120
布	52	×	74	120	1833	2200	2200	1384	167	200
布	60	×	80	1464	10000	12000	12000	990	1250	1600
布	40	×	44	5600	8333	4000	4000	300	833	837
布	80吋	×	180吋	720	20833	25000	25000	3575	833	837
布	50吋	×	150吋	480	8333	10000	10000	500	500	500
布	20	×	30	8400	192	230	230	78	225	210
布	18	×	28	960	767	250	250	78	108	108
布	18	×	28	2340	317	380	380	6000枚		

00704-4

00704-3

品名	サ	イ	メ	數	量	豫定地域 枚數賣價格	豫定小賣 枚數賣價格	チーブルセツト 220組 600枚	4105	5000
布	60吋	×	80吋	848枚	1250	1500	1500	1165	1165	1410
布	70	×	90	432	1783	1300	1300	4165	4165	5000
布	60	×	80	358	1499	1800	1800	167	167	200
布	70	×	90	816	2232	2800	2800	2983	2983	800
布	80	×	100	288	2749	3300	3300	10080	167	2500
布	70	×	90	360	2499	3000	3000	350	375	450
布	200種	×	160種	240	3165	3800	3800	17781	459	500
布	40	×	80	312	1416	1700	1700	367	500	500
布	70	×	50	172	1916	2300	2300	1200	1200	120
布	52	×	74	120	1833	2200	2200	1384	167	200
布	60	×	80	1464	10000	12000	12000	990	1250	1600
布	40	×	44	5600	8333	4000	4000	300	833	837
布	80吋	×	180吋	720	20833	25000	25000	3575	833	837
布	50吋	×	150吋	480	8333	10000	10000	500	500	500
布	20	×	30	8400	192	230	230	78	225	210
布	18	×	28	960	767	250	250	78	108	108
布	18	×	28	2340	317	380	380	6000枚		

◆鳥取縣告示第二規四十六號

昭和十五年十一月鳥取縣告示第九四七號建築物用資配給統制要綱中左ノ通改正ス

昭和二十一年五月二十八日

鳥取縣知事 林 敬 三

第一條中「所轄警察署長」ヲ「ヲ管轄スル土木出張所」ニ改ム

第二條第一項中「但シ木造建築物建築統制規則（以下單ニ

◆鳥取縣告示第二四十七號

本要綱ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

鳥取縣農業會會長申請にかかる農業勞務者賃金協定の件昭和二十一年五月二十八日左記の通承認した

昭和十七年三月鳥取縣告示第百五十六號による農業勞務者の最高及最低賃金並びに昭和十七年七月鳥取縣告示第四百七十五號による農業に従事する勞務者の手間賃は昭和二十一年五月二十八日限り之を廢止する

昭和二十一年五月二十八日

鳥取縣知事 林 敬 三

一 協定を爲したる團體の名稱、所在地

鳥取市東品治 鳥取縣農業會

